# 春の新生活
## ～こんなトラブルにご注意！～

4月です。新社会人、新入学生のみなさんが新しい生活をスタートする季節です。

親元で暮らしていた未成年者は社会的な経験も少なく、利害を判断する知識や能力も十分とはいえません。

そんな社会経験の少ない若いみなさんを狙ったトラブルが増える季節でもありますので十分注意してください。

**路上で呼び止められて…【キャッチセールス】**

駅や繁華街の路上でアンケート調査などと、声をかけて呼び止め、喫茶店や営業所に連れて行き、商品やサービスを契約させます。

**電話・メール等で呼び出され…【アポイントメントセールス】**

「景品が当たった」「当選した」などと販売目的を隠して、電話やメールで喫茶店や事務所などに呼び出し、商品やサービスを契約させます。

**言葉巧みな話術で行為を抱かせて…【デート商法】**

間違い電話・メール等で近づき、異性間感情を利用して断りにくい状況にして商品やサービスを契約させます。

**先輩や友人に誘われて…【マルチ商法】**

「商品を買って会員になり他の人を勧誘し会員にしたらマージンが入って儲かる」などと勧誘されます。実際は、人を勧誘できずに多額の借金と商品の在庫が残ります。

**ローンやキャッシングをして…【多重債務】**

多重債務とは、複数の金融業者から借り入れ、返済が困難になった状態をいいます。

学生は「学生ローン」等の利用で、また社会人は初めて持つクレジットカードでの買物のし過ぎや、安易なキャッシング等が原因となる場合もあります。

**トラブルを未然に防ぐために**

①知らない人から電話や不審なメールがあったり、路上等で声をかけられても、安易に応じないこと。**不要な勧誘はキッパリと断りましょう。**

②「特別にあなただけ」「すぐに元がとれる」「楽して儲かる」などの甘い言葉、オイシイ話にはご用心。**先輩・友人からの誘いでも、断る勇気を。**

③クレジットを利用するときは、利用する前に支払総額や毎月の返済に無理がないかをよく考えてから利用しましょう。

④その買物は本当に必要ですか？**契約は、その場で結ばずよく検討しましょう。**

**万一、トラブルにあったら…**

訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む）、電話勧誘販売やマルチ取引は、一定の期間内であれば無条件で解約できる**「クーリング・オフ制度」**があります。また、勧誘方法や契約内容に問題があれば解約できる場合があります。

未成年者の場合には、親の同意のない契約は、原則取り消すことができます。（ただし、年齢を偽って契約した場合など取消しができない場合があります。）

トラブルに巻き込まれたら、一人で悩まないで、早めに家族や市町村相談窓口、消費生活センターに相談しましょう。

# 保険年金に係る特別還付金の手続き
## ☆相続または贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取り扱い変更について

遺族の方が受給している相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取り扱いについては、最高裁判決により、平成22年10月に変更されています。

該当する年金については、源泉徴収の対象とされていますが、受給を受けた初年度は非課税となり、課税される金額は、経過年数によって変わりますので、申告をすることで税金が還付される場合があります。

これらの年金を受給されている方はご注意下さい。

**《該当する年金》**

**●年金型保険**

死亡保険金を年金形式で受給している方

**●学資保険**

学資保険の保険契約者がお亡くなりになったことに伴い、養育年金を受給している方

**●個人年金保険**

相続等により個人年金保険契約に基づく年金を受給している方

※いずれも、保険契約等に係る保険料等の負担者でない方が対象となります。

平成12年分から平成18年分の各年分の所得税額が納め過ぎとなっている方については、平成24年6月29日までに手続きをしていただくことで、納め過ぎとなっている所得税額に相当する額（特別還付金）が支給されます。

**【お問い合わせ先】**

八雲税務署

（☎0137-63-2148）